

第4章 分野別施策の行動目標

1 生活環境の整備

(1) 都市施設の整備

【基本方針（長期計画より）】

建築物、道路、公園等の都市施設における物理的障壁を取り除くことは、障害者の地域における自立した生活と社会参加を促進するための、基本的な条件です。

今後の都市施設の整備にあたっては、国及び大阪府の動向をふまえ、箕面市福祉のまち総合条例等により、福祉のまちづくりの推進を図ります。

【今後の方向性（長期計画より）】

①都市施設のバリアフリー化の促進

【第5期実績からの課題】

- バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例の改正をふまえ、引き続き都市施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。
- 民間建築物のバリアフリー化の必要性について、啓発方法の検討が必要です。
- 市有建築物等のバリアフリー等の改善要望について、全体的な進捗を把握しながら計画的に対応していく必要があります。

【第6期計画での行動目標】

1. 市有建築物等のバリアフリー化の推進	
市有建築物・道路・公園等について、さらなるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。	建築室 道路管理室 道路整備室 公園緑地室
当事者からのバリアフリー等の改善要望を、改修等に反映させる仕組みづくりを進めます。	建築室

第4章 分野別施策の行動目標

2. 「福祉のまち整備に関する事項」に適合した民間施設の整備誘導	
一定規模以上の特殊建築物の新築・増築及び用途変更時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化に関する誘導及び指導を事前協議において実施します。	審査指導室
既存民間建築物のバリアフリー化の推進について、様々な機会を通して啓発を行います。	審査指導室

(2) 移動支援の充実

【基本方針（長期計画より）】

障害者が、行動の制約を受けることなく、必要に応じて外出できるようにするためには、移動の安全性の確保や交通アクセスの整備が重要です。

市街地開発の動向や市民ニーズをふまえ、障害者の社会参加を支援する観点から、適時適切な事業実施を図っていきます。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ①円滑な移動と施設利用の総合的推進 ②移動困難者支援策の検討

【第5期実績からの課題】

- 北大阪急行延伸に伴うバス路線再編に合わせ、さらなる公共交通のバリアフリー化及び市内移動の充実が必要です。
- 長期的な利用ニーズを把握し、オレンジゆずるタクシーの持続可能な事業のあり方について引き続き検討が必要です。
- 市内歩道のバリアフリー化の課題を把握し、改善を進める必要があります。

【第6期計画での行動目標】

1. 鉄道駅を中心としたバリアフリー化の促進	
北大阪急行線延伸による新駅やその周辺施設において、事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。	鉄道延伸室 北急まちづくり推進室

2. バリアフリー交通網の整備	
公共交通機関の利用が困難な対象とした福祉有償運送であるオレンジゆずるタクシーについて、これまでの運行をふまえ、サービスの向上に努めます。	健康福祉政策室
オレンジゆずるバス（ノンステップバス導入率100%）の本格運行の継続的な運行により、市内移動の充実を進めます。	交通政策室
路線バス事業者に対し、主体的なノンステップバスの導入を働きかけます。	交通政策室
北大阪急行線延伸に伴うバス路線網再編の検討の中で、さらなる市内移動の充実をめざします。	交通政策室
3. 移動しやすい歩道の整備促進	
市内各所に残る歩道段差（傾斜・勾配等の改善を含む。）について整備を実施し、整備率100%をめざします。	道路管理室
道路に関する要望は、記録と優先順位づけを行い、計画的に改修を進めます。	道路管理室

（3）住宅の確保

【基本方針（長期計画より）】

障害者の地域における自立した生活に不可欠な、障害者に適した住宅の確保や、既存住宅のバリアフリー化のための支援等、安全で安心して生活できる住宅・住環境の整備を進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

①公的住宅・民間住宅の利用の推進

【第5期実績からの課題】

- 民間住宅の活用の推進について、より効果的な推進内容を実施するため、周知方法等の検討が必要です。
- 住宅施策と福祉施策の連携により、障害者・不動産事業者・賃貸住宅所有者等に対し、入居支援施策・バリアフリー化支援策の周知をさらに進め、「借りやすい」「貸しやすい」環境づくりと、入居拒否等をなくす取組みを進める必要があります。

第4章 分野別施策の行動目標

- 入居契約に至るまでの調整に加えて、入居後も安全で安心した地域生活が送れるように継続的な支援が必要です。

【第6期計画での行動目標】

1. 公的住宅の活用の推進	
市営住宅の1階に空家が生じた際、障害者・高齢者向け住戸へのバリアフリー改修を推進します。	営繕室
市営住宅の空家募集において、倍率優遇の実施により、優先的に供給します。	営繕室
2. 民間住宅の活用の推進	
民間住宅等について、「箕面市重度障害者住宅改造助成事業」の実施や、「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の周知により、バリアフリー化を支援します。	障害福祉室 営繕室
「大阪あんぜん・あんしん賃貸支援事業」や「家賃債務保証制度」等について、不動産事業者や賃貸住宅所有者等に対する周知を行います。	営繕室
障害者の相談支援事業において住宅入居支援を行い、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。	地域包括ケア室

(4) 情報バリアフリーの推進

【基本方針（長期計画より）】

すべての市民にとって、より一層わかりやすい形での行政情報の提供を進め、図書館やICT（情報通信技術）の活用を含めた、情報へのアクセスの支援やコミュニケーション支援により、情報バリアフリーのための環境整備の充実を図ります。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 行政情報の提供の充実 ② 情報利用の支援 ③ 意思疎通の支援

【第5期実績からの課題】

- 拡大文字などの新たなニーズへの対応や、市発行物の共通ルールづくりが必要です。
- ホームページのアクセシビリティチェックの精度を上げ、視覚障害者等が容易に行政情報を入手できる環境づくりを推進する必要があります。
- 読書バリアフリー法制定の趣旨をふまえ、引き続き図書館の環境整備、利用支援を進める必要があります。
- 市広報紙等の点字版や音声版を必要とする方へ届けられるよう、周知方法の検討が必要です。

【第6期計画での行動目標】

1. 点字・音声・手話等による行政情報の充実	
個人宛通知文を点字化し、希望者に送付します。	全関係課室
市広報紙、市議会だより、選挙公報、けんしんガイドブックなど、全戸配布物の点字版・音声版を発行し、希望者が利用できるようにします。	全関係課室
色覚特性がある方や拡大文字が必要な方への配慮を進めます。	障害福祉室
手話通訳や要約筆記により、市主催行事における情報保障の充実を進めます。	全関係課室
2. 障害者が情報を入手しやすいホームページの作成	
html版やバリアフリー及びアクセシビリティに対応した表記や色使いに努めるなど、障害者が利用しやすいホームページを作成します。	箕面広報室 全関係課室
テキスト版・読み上げ対応PDF版・音声版など、視覚障害者が利用しやすい形態で、行政情報をホームページに掲載します。	箕面広報室 全関係課室

第4章 分野別施策の行動目標

3. 図書館サービスの利用支援	
点字図書の提供を進めます。	中央図書館
録音図書の作成と提供を進めます。	中央図書館
音訳ボランティアや対面朗読ボランティアの活動を支援します。	中央図書館
点字・録音図書や新刊図書などの読書情報の提供に努めます。	中央図書館
4. 意思疎通支援の実施	
手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成、並びに聴覚障害者に対する緊急時の支援を進めます。	障害福祉室
手話通訳者・要約筆記者の派遣に関し、府や他市町村との連携を進めます。	障害福祉室
市の手話通訳業務員が、総合保健福祉センター窓口等で、手話通訳を行います。	障害福祉室
事前申込により、市議会本会議や委員会の傍聴について、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	議会事務局 議事室
選挙時の投票本部に手話通訳者を配置し、必要に応じて投票所に派遣します。	選挙管理委員会事務局
手話通訳、要約筆記、点訳、音訳など、障害特性に応じた意思疎通支援に関する理解促進のため、啓発を進めます。	障害福祉室

(5) 災害に強いまちづくりの推進

【基本方針（長期計画より）】

障害者が安心して地域生活を送るためには、防災対策の充実が不可欠です。

行政だけでできる防災対策には、最優先で取り組むとともに、「行政にできることは有限である」という事実認識にたって、地域の多様なコミュニティによる地域防災力の向上に向けた取組みを進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ①網羅的な安否確認体制の構築 ②継続的な支援体制の構築

【第5期実績からの課題】

- 全市一斉総合防災訓練や地区防災委員会の自主訓練において、随時マニュアル等の見直しを図りながら、迅速かつ網羅的な安否確認・避難支援を実施することで、実効性のある体制を構築する必要があります。
- 「要安否確認者名簿」、「避難行動要支援者名簿」、「要継続支援者名簿」、「個別支援計画」を更新・活用し、地域や関係課室での支援体制を整えていく必要があります。
- 自治会加入率が微減している現状から、自治会加入の必要性をどう伝え加入につなげていくかを検討する必要があります。
- 福祉避難所の運営方法について検討する必要があります。
- 災害時においても、必要な福祉・医療サービス等が継続されるよう、防災訓練等を通じ、さらに実効性のある体制づくりを進める必要があります。
- 聴覚障害者への情報伝達手法のさらなる周知・啓発が必要です。

【第6期計画での行動目標】

1. 大規模災害時の網羅的な安否確認を行う体制づくり	
自治会やマンション管理組合による安否確認分担表の作成・更新を進めます。	市民安全政策室
全市一斉総合防災訓練等により、実効的な安否確認体制の構築を進めます。	市民安全政策室
重度障害者や独居高齢者などを対象とした「要安否確認者名簿」を定期的に更新し、災害時の安否確認に備えます。	市民安全政策室
重度障害者や要介護者を対象とした「避難行動要支援者名簿」を定期的に更新し、民生委員・児童委員、箕面市社会福祉協議会等による日頃からの見守り体制を強化します。	市民安全政策室 健康福祉政策室
地域コミュニティによる地域防災力の向上のため、自治会への加入の重要性について、さらなる周知を進めます。	市民サービス政策室

第4章 分野別施策の行動目標

2. 災害時に、必要な支援を継続的に行う体制づくり	
「避難行動要支援者名簿」を活用し、日頃からの見守り体制を強化します。	市民安全政策室 健康福祉政策室
継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたすかたを対象とした「要継続支援者名簿」及び「個別支援計画」について、必要に応じて更新し、個別状況をふまえた支援体制の構築を進めます。	健康福祉政策室 障害福祉室 高齢福祉室 地域包括ケア室
災害時に、対象者の個別状況に応じた支援を行うために、行政・家庭・地域・事業者等の連携を図り、支援体制の充実を図ります。	障害福祉室 高齢福祉室 地域包括ケア室
福祉避難所の具体的な運営方法について協議を進めるとともに、訓練を通じ、連携強化に努めます。	障害福祉室 高齢福祉室
3. 「災害時要援護者」への対応を盛り込んだ防災訓練等の実施	
全市一斉総合防災訓練等により、市役所・地区防災委員会・福祉避難所・指定管理施設等において、障害者・高齢者等の安否確認・避難支援等を盛り込んだ訓練を進めます。	市民安全政策室
地区防災委員会の訓練等において、障害者・高齢者等への配慮を盛り込んだ、避難所運営の検討を進めます。	市民安全政策室
4. 情報伝達の手法の啓発	
突然の集中豪雨等の際に、避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始等の情報を緊急に伝える必要が生じた場合に備えて、聴覚障害者への情報伝達手法の啓発を進めます。	市民安全政策室 障害福祉室

2 雇用・就労の充実

(1) 雇用促進と就労支援

【基本方針（長期計画より）】

雇用・就労の充実は、障害者が社会に参加し、地域で自立した生活を送る上で、非常に重要です。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく、障害者雇用率制度における法定雇用率の引き上げや、精神障害者の雇用義務化などによる、障害者の雇用政策の進展をふまえ、障害者の行政及び民間事業者への雇用促進・就労支援をさらに図るため、引き続き積極的な取り組みを進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 関係機関の連携による一貫した支援
- ② 事業主の理解促進と職場実習の機会拡大
- ③ 障害者雇用の促進 ④ 社会的雇用の推進

【第5期実績からの課題】

- 令和3年（2021年）3月に実施される法定雇用率の引き上げをふまえて、雇用促進・就労支援に積極的に取り組む必要があります。
- 障害者雇用促進法改正の趣旨をふまえ、引き続き対象障害者の適正な計上に努めるとともに、「障害者活躍推進計画」に基づき障害者雇用の計画的な推進に取り組む必要があります。
- 箕面市職員採用試験において、障害者雇用率3%以上の確保に向けて、採用募集手法を検討する必要があります。
- 知的・精神障害者への採用試験の拡充を目指し、庁内での働きかたについて研究が必要です。
- 市が出資・補助等を行っている法人に対し、変更後の法定雇用率を満たすよう、働きかける必要があります。
- 社会的雇用の国制度化に向けた働きかけを継続するとともに、障害者総合支援法等のさまざまな取り組みの検証を行いながら、持続可能な制度の構築を進める必要があります。
- 就労系通所事業所情報交換会を活用し、各事業所の取り組みや対応方法を共有し、事業所同士で緊密に連携ができる体制を整える必要があります。

【第6期計画での行動目標】

1. (一財)箕面市障害者事業団を核とした関係機関連携による就労支援の実施	
(一財)箕面市障害者事業団が中心となって公共職業安定所、相談支援事業所、就労する障害者市民の通勤圏の市町村等との連携を図りながら、「障害者就業・生活支援センター」及び「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」それぞれの機能を効果的に発揮することにより、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援を行うとともに、離職となった場合の再就職に向けた取組み等を実施するなど、障害者市民の働く権利と場の継続的な確保に向け、なお一層の充実を図ります。	障害者事業団 障害福祉室
豊能北障害者就業・生活支援センターへの支援を継続し、障害者の職場実習受け入れ先事業所の開拓や実習のマッチングなど、雇用促進・就労支援の充実を図ります。	箕面営業室
箕面市自立支援協議会の就労系通所事業所情報交換会を通じ、市内の就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、就労継続支援事業所、豊能北障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所の連携を進めます。	地域包括ケア室
障害者市民就職支援パソコン講座を実施し、就労支援を進めます。	箕面営業室
2. 事業主の理解促進と職場実習の機会拡大	
職場実習を受け入れた民間事業者に協力金を交付し、職場実習の機会拡大を進めます。	箕面営業室
職場実習訓練生に奨励金を交付し、職場実習を支援します。	箕面営業室
3. 障害者活躍推進計画に基づく障害者雇用の推進	
市における障害者雇用を進めるため、引き続き障害者別枠採用試験を行い、雇用率3%達成に向けた採用募集手法を検討します。	人事室
市における実習受け入れを通じ、知的・精神障害者の庁内での働きかたについて、研究を進めます。	人事室 障害福祉室
障害者職業生活相談員を選任し、障害者の職場生活に関する相談・指導等を通じて個々の職場定着を支援します。	人事室

市が出資等を行っている法人に対し、障害者雇用に向けた取組みの実施や、法定雇用率を満たすよう、働きかけます。	全関係課室
4. 社会的雇用の推進	
(一財)箕面市障害者事業団における障害者雇用については、総合支援法における就労継続支援等、また雇用対策法、障害者雇用促進法等に基づく、障害者の雇用促進に向けた施策との整合を図りつつ、障害者優先調達推進法に基づいた市の優先調達推進方針をふまえ、引き続き支援を実施します。	障害者事業団 障害福祉室
(一財)箕面市障害者事業団が、社会的雇用を行う障害者事業所に対し、各種法施策との整合性を図りつつ、一般就労が困難な職業的重度障害者の積極的雇用を通じた職種開拓・職域拡大をめざして実施している「障害者雇用助成金制度」の趣旨・目的を実現するため、その支援のあり方について検討を行い、持続可能な制度の構築に努めます。	障害者事業団 障害福祉室

(2) 多様な就労の場の確保と支援

【基本方針（長期計画より）】

障害者総合支援法では、一人ひとりに合わせて働くことができる「就労継続支援」事業所や、日中活動を豊かにするための「生活介護」事業所など、多様なサービスを提供し、それぞれの仕事や活動を通して、自分らしく働き、生活することの支援を行っています。

こうした事業所の運営が安定し、障害者が地域において自立・充実した生活を送ることができるよう、事業所に対する側面的な支援を行います。また、事業所とともに諸課題を整理し、施策を展開します。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 福祉的就労の場の自立・安定の支援 ② 市立施設の役割・機能の検討

【第5期実績からの課題】

- 優先調達推進方針に基づく取組みを進めるとともに、さらなる拡大に向けてワークシェアなど役務の提供のあり方を検討する必要があります。

第4章 分野別施策の行動目標

- 小野原地区における生活介護施設の整備、あかつき園の再整備等を通じて、重度・重複障害者の就労・日中活動の場の確保及び充実を進める必要があります。

【第6期計画での行動目標】

1. 福祉的就労の場の自立・安定の支援	
福祉的就労の場の運営面・事業面の自立・安定・発展を促進するため、自主的な取組みに対する側面的な支援を行います。	障害福祉室
市の優先調達推進方針に基づき、障害者が働く事業所への発注を進めるとともに、市指定ごみ袋製造等におけるワークシェアの取組みを推進し、工賃向上につなげます。	障害福祉室
2. 市立施設の役割・機能の検討	
「重度障害者のための生活介護事業所整備構想」をもとに、新施設の整備を進めます。	障害福祉室

3 保健・医療の充実

(1) 保健サービスの充実

【基本方針（長期計画より）】

「健康日本21（第2次）」との整合を図り、全ての市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

障害者が健康の保持・増進のために必要な支援を受けられるよう、保健サービスを推進します。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 関係機関の連携による健康管理の推進

【第5期実績からの課題】

- 生活習慣病の重症化予防に向け、若年層への健診の周知や、支援が必要なかたに対する相談体制の充実を図っていく必要があります。
- 個々のケースに対し、適切な時期により効果的な対応ができるよう、健康診査実施医療機関や相談支援事業所とのさらなる連携強化が必要です。

【第6期計画での行動目標】

1. 関係機関の連携による健康管理の推進	
障害者に対し、各種保健事業の周知を図り、健康診査等による健康管理を推進します。特に、15歳以上40歳未満の障害者の健康診査受診率向上を図り、啓発に努めます。	地域保健室
健康診査実施医療機関や相談支援事業所との連携を図りながら、支援を要する市民が、専門的な相談を受けることができるよう、保健師等による訪問など、相談・支援体制の充実を図ります。	子どもすこやか室
自主的な健康管理が難しい障害者については、相談支援事業所、保健所、ケアマネジャー等との連携を図りながら、質の高い保健サービスの提供をめざします。	地域保健室

(2) 地域医療サービスの充実

【基本方針（長期計画より）】

障害者が安心して暮らすためには、身近な地域で医療を受けられる体制の整備が不可欠です。

必要に応じて、一般医療や救急医療、歯科診療を受けられるよう、障害者が利用しやすい施設の整備、在宅診療の推進、障害者理解への啓発等を行うため、市内医療機関及び保健所等の関係機関との連携を進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 医療の円滑な利用の支援 ② 精神科医療を中心とした精神障害者への支援

【第5期実績からの課題】

- 市立病院ホームページにおける地域医療機関のバリアフリー情報の充実が必要です。
- 保健所との連携体制の強化に努める必要があります。
- 障害者入所施設や精神科病院からの地域移行を進める国の政策をふまえ、地域での受け入れ基盤の整備や医療との連携体制の充実を進める必要があります。
- バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例の改正をふまえ、基準適合審査を引き続き適正に実施していく必要があります。

【第6期計画での行動目標】

1. 市内の医療機関に対する施設のバリアフリー化に向けた働きかけ	
新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査します。	審査指導室
市立病院ホームページ及びホームページ内の地域医療機関を紹介するページにおける、車いすでの通院の可否等のバリアフリー情報の充実を図ります。	市立病院
2. 医療の円滑な利用の支援	
「重度障害者医療費助成」、「訪問看護利用料助成」、「障害児（者）個室入院料助成」により、医療の利用を支援します。	介護・医療・年金室 障害福祉室

歯科医療機関への通院が難しいかたの相談受付・調整を行うために設置された、(一社)箕面市歯科医師会が運営する「在宅歯科ケアステーション」の周知を進めます。	地域保健室
3. 精神科医療を中心とした精神障害者への支援	
保健所や医療機関による医療面での支援と連携し、あわせて相談支援体制の充実と、地域移行の推進に取り組みます。	障害福祉室 地域包括ケア室
保健所や医療機関とのスムーズな関係づくりと連携体制の構築を行います。	障害福祉室 高齢福祉室 地域保健室 地域包括ケア室

(3) 医療的ケアに関する対応

【基本方針（長期計画より）】

「医療的ケア」を必要とする障害者が、地域において、医療機関以外の生活の場で安心して生活できるよう、支援の充実について検討を進めるとともに、法制度のさらなる整備に向け、国及び大阪府に対して要望を行います。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 医療的ケアに関する支援基盤の充実促進

【第5期実績からの課題】

- 地域生活支援拠点等の整備とあわせて、医療的ケアを受けられる社会基盤の整備に取り組む必要があります。

【第6期計画での行動目標】

1. 医療的ケアに関する支援基盤の充実促進	
府ホームページで公表されている、医療的ケアの受けられる短期入所・生活介護・居宅介護事業所の情報を活用し、市内外での基盤整備の働きかけを進めます。	障害福祉室
障害者福祉センターささゆり園等を活用し、医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場を確保するとともに、その支援策の充実に向けて、引き続き検討します。	障害福祉室

第4章 分野別施策の行動目標

医療的ケアを必要とする障害者が、地域での在宅生活に必要な医療的ケアに係る法制度のさらなる整備について、国及び大阪府に対して要望を行います。	障害福祉室
---	-------

(4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実**【基本方針（長期計画より）】**

障害者が、住み慣れた地域で生活を送るにあたり、必要に応じて適切なリハビリテーションを受けられる体制の整備を図ります。

【今後の方向性（長期計画より）】

① リハビリテーション等の提供の推進

【第5期実績からの課題】

- 訪問リハビリテーションの実施内容の充実を図る必要があります。
- 関係機関との連携をさらに強化し、在宅リハビリテーションの支援を進める必要があります。

【第6期計画での行動目標】

1. 生活支援機器等の紹介による在宅生活の支援	
ライフプラザ内の「えいど工房」において、在宅生活に必要な生活支援機器等の紹介や利用方法の説明等、生活環境の調整を図るための支援を行います。	障害福祉室
2. 市立病院との連携による在宅リハビリテーションの支援	
市立病院との連携を図りながら、在宅リハビリテーションの訪問指導を行います。	高齢福祉室
急性期及び回復期のリハビリテーション及び訪問リハビリテーションの充実を図るとともに、退院時にはスムーズに在宅生活ができるよう関係機関との調整に努めます。	市立病院
個々のケースに対して、担当部署の連携を密にし、在宅生活を支える体制を整えます。	障害福祉室 高齢福祉室 地域保健室 地域包括ケア室

4 療育・教育の充実

(1) 療育・幼児教育の充実

【基本方針（長期計画より）】

療育プログラムの充実や集団生活の場の確保を図るとともに、障害のある子どもとその家族一人ひとりの状況やニーズに応じた、療育・相談体制の整備を進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

①療育・相談体制の充実

【第5期実績からの課題】

- 民間保育園・幼稚園とともに、支援保育・教育の質の向上に向けて取り組む必要があります。
- 療育の専門性の向上とあわせて、保護者に対する相談・支援体制の充実に取り組む必要があります。
- 民間児童発達支援事業所や保育園所・幼稚園の支援保育・支援教育とのさらなる連携を図る必要があります。

【第6期計画での行動目標】

1. 保育所・幼稚園における支援保育・支援教育の充実	
段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえた保育所・幼稚園施設の改善を適宜実施します。	学校施設管理室
保育所・幼稚園において、一人ひとりのニーズに応じた保育の充実を図るため、適切な支援体制の配置に努めます。	幼児教育保育室
市民や保護者からの相談について、他機関とも連携して適切な対応を行い、保護者支援の充実に努めます。	幼児教育保育室
児童発達支援事業所（あいあい園）、発達相談「ゆう」などの療育部門や保健師との連携を図り、相談や保育内容の充実に努めます。	幼児教育保育室

第4章 分野別施策の行動目標

民間保育園・幼稚園に対し、支援保育・教育に関する研修会等を通じて、支援の方法や子どもへのかかわり方等についてともに考え理解を深めることにより、支援保育・教育の質の向上に努めます。	幼児教育保育室
2. 早期療育事業の充実	
児童発達支援事業所（あいあい園）の運営を軸として、専門スタッフによる対象児童の状態像に合わせた療育・訓練等の提供及び支援に引き続き努めます。	子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）
関係機関と連携しながら発達支援事業（親子教室）を実施し、支援を必要とする児童や保護者への支援の充実をめざします。	子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）
早期療育対象児の療育の場の検討、及び情報交換を行い、保育園所・幼稚園の支援保育・支援教育及び民間児童発達支援事業所とのさらなる連携に努めます。	子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）
発達相談「ゆう」で、臨床心理技法に基づき相談を実施し、子どもとその保護者の支援に努めます。 また、保育所、幼稚園、学校等に訪問し、早期療育対象児童の日常生活における適切な支援方法及び環境調整等のケースワークを行い、さらなる連携を図り、相談・支援体制の充実をめざします。	子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）
「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」や医療的ケア児等コーディネーターの活用により、多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための総合的なコーディネート等に努めます。	子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室） 人権施策室 地域包括ケア室

(2) 学校教育等の充実

【基本方針（長期計画より）】

「新箕面市人権教育基本方針」に基づき、すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つ中で、障害に対する理解と認識を深めるための教育を通じて、すべての子どもが、お互いの個性を尊重し合い、社会の一員として支え合うことにつながる教育を推進します。

市街地開発の動向や市民ニーズをふまえ、障害者の社会参加を支援する観点から、適時適切な事業実施を図っていきます。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 学校教育における合理的配慮の実施 ② 個別ニーズに応じた支援の推進
- ③ 医療的ケアへの対応の充実 ④ 相談体制の充実
- ⑤ 放課後等の居場所の充実

【第5期実績からの課題】

- バリアフリー法の改正により、バリアフリー基準適合義務の対象に公立小中学校が追加されることをふまえ、基準に基づき必要な改修を行う必要があります。
- 支援学級数、支援学級在籍児童数および通常学級での支援が必要な児童数の増加にともなう支援体制のさらなる充実と関係機関との連携が必要です。
- 障害児通所支援（放課後等デイサービス等）の制度の更なる周知と適切かつ有効な利用を推進する必要があります。
- 障害や発達相談の増加に伴う、相談体制のさらなる充実と関係機関との連携を強化する必要があります。
- 放課後や長期休業中の居場所づくり事業において、障害のある児童が申し込みをしやすいよう案内に留意する必要があります。
- 放課後や長期休業中の居場所づくり事業において、障害のある児童からの利用希望を受け入れできるような体制づくりを整える必要があります。

【第6期計画での行動目標】

1. 市立小中学校等における合理的配慮の充実

バリアフリー適合基準に基づき必要な改修を行うとともに、段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえた学校施設の改善を適宜実施します。

学校施設管理室

第4章 分野別施策の行動目標

障害のある子どもが地域の学校に行きやすい環境を整備するために、支援教育介助員の配置・研修、重度障害児タクシー送迎等を実施します。	人権施策室
災害時の対応について、各校において定期的な避難訓練を行い、障害児の個別の避難方法を確保します。	人権施策室
2. 支援教育体制の整備・充実	
支援学級に在籍している子どもはもとより、通常の学級に在籍する支援の必要な子どもについても、「通級指導教室」等により、適切な支援を行います。	人権施策室
箕面市支援連携協議会により、関係課室との連携を進めます。	人権施策室
支援教育や人権教育、児童生徒理解等に関する各種研修会の実施により、教職員の資質向上に取り組みます。	人権施策室
関係機関との連携ツールとして、教育支援計画の適切で有効な活用を図ります。	人権施策室
3. 医療的ケアへの対応の充実	
医療的ケアの必要な子どもが安心して教育を受けられるよう、看護師等資格を持つ支援教育看護介助員の配置など体制の充実を図ります。	人権施策室
医療的ケア懇談会等において医療的ケアの必要な子どもの情報共有を図り、支援のあり方を検討します。	人権施策室
「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」や医療的ケア児等コーディネーターの活用により、多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための総合的なコーディネート等に努めます。	子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室) 人権施策室 地域包括ケア室
4. 相談体制の充実	
教育センター相談室(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)を核とした関係機関との連携強化による支援教育相談の整備・充実を進めます。	教育センター

「いじめ・体罰ホットライン」およびメール相談の活用により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。	教育センター
5. 放課後等における活動の場の充実	
放課後等デイサービスの利用によって、放課後又は長期休業などの学校休業日を充実して過ごせるように、一人ひとりに合った療育環境づくりを支援します。	子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室)
放課後や長期休業中の居場所づくり事業の実施において、受け入れのための人員配置・体制づくりを進めながら、すべての子どもたちのより豊かな放課後の居場所づくりに取り組みます。	放課後子ども支援室

5 権利擁護施策の推進

(1) 人権擁護・啓発の推進

【基本方針（長期計画より）】

障害や疾病の有無、年齢、性別、民族等の違いについての偏見や差別等による人権侵害は、今もなお根強く存在しています。

その表れのひとつとして、障害者が地域で自立生活を営むための基盤となる居住や活動の場の整備において、周辺住民から、障害や障害者に対する無理解や偏見によって排除しようとする事象（施設コンフリクト）が発生しています。

また、障害者が地域で生活するための住居探しも非常に困難な状況です。これは、障害者が地域で安心して生活するという当たり前の権利を奪うもので、決して見過ごすことのできない問題です。

このような状況にあって、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことの重要性はますます高まっています。

「箕面市人権のまち推進基本方針」、障害者基本法、障害者差別解消法をふまえ、人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政による取組みを進めます。

障害者の参加をより一層促進するために、コミュニケーション・情報取得・身体介助等を含めた、参加しやすい環境の整備を、関係団体や民間事業者とともに進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 人権行政・人権啓発の推進 ② 差別意識・偏見の解消の取組み

【第5期実績からの課題】

- 「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づき、人権のまちづくりに向けて各課室が課題を把握し、体制整備を進めることが必要です。
- 障害を理由とした差別・偏見の解消を進めるため、市と市民の協働による人権啓発の取組みが必要です。

【第6期計画での行動目標】

1. 「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づく人権のまちづくりの実現	
人権相談の体制整備、人権侵害の救済方策の確立に向けた取組、人権施策の評価、人権行政の推進体制強化を図ります。	人権施策室
箕面市人権行政推進本部会議の運営を通して、人権施策の総合的な推進を図ります。	人権施策室
2. 「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づいた市と市民の協働による人権啓発の推進	
障害者権利条約・障害者差別解消法等の周知・啓発を進め、差別の解消と、障害者に対する合理的配慮の提供について関係課室と連携して取り組みます。	人権施策室 障害福祉室
「みのお市民人権フォーラム」への参画などを通じ、市民との協働による啓発を進めます。	人権施策室
市広報紙の人権のページ「心の樹」の他、市ホームページ等により市民に広く啓発を行います。	人権施策室
障害者福祉啓発講座や市民講座を開催し、人権啓発の推進を図ります。	障害福祉室
人権教育推進会議の開催、「イキイキさわやかに学ぶ会」の開催、情報紙「はじけるころ」の発行により、啓発を継続します。	人権施策室

(2) 権利擁護の推進

【基本方針（長期計画より）】

障害者虐待の防止や成年後見制度の利用促進、福祉サービス利用に係る相談・苦情の検証等により、障害者の権利擁護を推進します。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 苦情解決システムの活用
- ② 虐待防止の取組み
- ③ 成年後見制度等の推進

第4章 分野別施策の行動目標

【第5期実績からの課題】

- 引き続き、保健福祉サービスに対する相談・苦情等に対して保健福祉苦情調整委員会、専門員会議の適正な運営を図ります。
- 障害者虐待の通報義務、虐待防止に関する広報・啓発の更なる推進が必要です。
- 成年後見への移行をスムーズに行う仕組みの検討が必要です。
- 成年後見制度利用促進のため中核機関の設置、法人後見の整備を進める必要があります。

【第6期計画での行動目標】

1. 「保健福祉苦情解決システム」の運用によるサービス利用者の権利擁護の推進	
保健福祉苦情調整専門員の助言を受けながら、保健福祉サービス事業所に対して指導することで事故や虐待を可能な限り防ぎます。	健康福祉政策室
2. 虐待防止の取組み	
障害者虐待の防止のための普及啓発や、地域の多様な支援者によるネットワークの構築を図りながら、虐待の防止及び早期発見に向けた取組みを進めます。 また、虐待対応において、関係機関との連携・協力を推進します。	地域包括ケア室
3. 成年後見制度等の推進	
成年後見制度利用促進法の制定に伴い、成年後見制度について高齢福祉部門と連携を図るとともに、箕面市自立支援協議会等を活用し、課題共有・ネットワークづくり・制度の周知を進めます。	地域包括ケア室
障害者総合支援法に規定された「成年後見制度法人後見支援事業」をふまえ、継続性を確保した法人後見体制（後見人の担い手）を整備します。	地域包括ケア室
生活保護受給者等を対象とした成年後見費用助成を継続するとともに、必要に応じて市長申立てを行い、権利擁護を進めます。 あわせて、これらの制度の周知を進め、利用を促進します。	地域包括ケア室
箕面市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（まかせてねット）への支援と、成年後見への移行をスムーズに行う仕組みの検討を行います。	健康福祉政策室

6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

【基本方針（長期計画より）】

スポーツ・文化・生涯学習活動等は、健康の維持・増進や、ゆとりと潤いのある生活、さらには社会参加のための大切な機会です。

障害者の参加をより一層促進するために、コミュニケーション・情報取得・身体介助等を含めた、参加しやすい環境の整備を、関係団体や民間事業者とともに進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 機会提供の推進 ② 情報保障の充実 ③ 人的支援の推進

【第5期実績からの課題】

- 市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化について、適切に課題を把握し、一層の改善に努める必要があります。
- バリアフリースポーツ教室の広報の方法を検討し、参加者の増加を図る必要があります。
- バリアフリースポーツについて、現行以外の種目の実施に向けて検討を進める必要があります。
- バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例の改正をふまえ、基準適合審査を引き続き適正に実施していく必要があります。

【第6期計画での行動目標】

1. 市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化の推進	
スポーツ施設・文化施設について、さらなるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。	建築室 保健スポーツ室 生涯学習・市民活動室
2. 民間事業者に対する施設のバリアフリー化・人的支援のための働きかけ	
民間事業者に対して、スポーツ・文化施設の新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査します。	審査指導室

第4章 分野別施策の行動目標

3. 障害者がスポーツに参加する機会の確保	
バリアフリー子ども水泳教室、親子体操教室などの開催にあたり、実施時期や定員を検討し、障害者がスポーツに参加する機会の確保に努めます。	保健スポーツ室
地域でのスポーツ振興の一環として、障害の有無にかかわらず、多くの人々が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツを推進するため、種目について検討を進めます。	保健スポーツ室
4. 障害者が芸術・文化活動や各種講座・交流会等に参加する機会の確保	
障害者が講座等に気軽に参加できるよう、手話通訳・要約筆記・資料の点訳等による情報保障を進めます。	全関係課室
障害者福祉センターささゆり園において、障害者の社会参加のための各種教室を開催します。	障害福祉室